

被災宅地危険度判定士登録申請書

申請日 年 月 日

鹿児島県知事 殿

わたくしは、鹿児島県被災宅地危険度判定士登録要綱第2条第1項各号の一に該当し被災宅地危険度判定士養成講習会を修了したので、第3条第1項の規定により、被災宅地危険度判定士の登録を申請します。

ふりがな 申請者氏名		----- 印	生年月日	年 月 日
居住地住所		〒 電話 ()		
勤務先	住所	〒 電話 ()		
	名称 部署			

申請者は、次のうち、該当するいずれか一つの欄に○を付け、それぞれの番号にある書類を添付すること。

資格要件該当別	① 鹿児島県被災宅地危険度判定士登録要綱第2条第1項第1号該当宅地造成及び特定盛土等規制法施行令第22条第1項各号又は都市計画法施行規則第19条第1項第1号イからチに規定する設計者の資格を有する。	
	② 鹿児島県被災宅地危険度判定士登録要綱第2条第1項第2号該当国又は地方公共団体等の職員(職員であった者を含む)で、国又は地方公共団体の職員として土木、建築又は宅地開発に関する技術に関して3年以上の実務経験を有する。	
	③ 鹿児島県被災宅地危険度判定士登録要綱第2条第1項第3号該当国又は地方公共団体等の職員(職員であった者を含む)で、国又は地方公共団体の職員として土木、建築又は宅地開発に係る業務に関して10年以上の実務経験を有し、知事が認める。	
	④ 鹿児島県被災宅地危険度判定士登録要綱第2条第1項第4号該当二級建築士として4年以上の実務経験を有する。	
	⑤ 鹿児島県被災宅地危険度判定士登録要綱第2条第1項第5号該当土木・建築・造園に関する一級施工管理技士の資格を有する又は二級施工管理技士として5年以上の実務経験を有する。	

- ①、④、⑤ 資格要件申告書(様式第2号)及び資格要件申告書で添付することとされている書面
②、③ 実務経験申告書(様式第3号)

注) 氏名を自筆で記入した場合は押印の必要はありません。

登録番号	有効期限

※この欄は記入しないでください。

「被災宅地危険度判定士登録申請書」記入上の注意

- 1 この申請書は、被災宅地危険度判定士として登録を受ける意思があり、資格要件を満たしている方のみ提出してください。
- 2 「登録番号」欄、「有効期限」欄以外の全ての欄に記入してください。
- 3 「申請日」には、講習会の開催日を記入してください。
- 4 この登録申請書には、あなたの資格要件によりそれぞれ定められた添付すべき書類がありますので御注意ください。
- 5 各欄の記入手順
この申請書に記入する内容は、下記に注意し誤りがないように記入してください。
 - (1) 「申請者氏名」欄には、運転免許証等の公的な証明書で確認することができるあなたの氏名を楷書で判読できるように記入し、ふりがなを付けてください。
 - (2) 「居住地住所」欄には、住民登録等の有無に関係なく、現在あなたが日常生活の本拠としている住所(通常、生活の場としている、連絡のとることができる所)を記入してください。「電話番号」は、最も確実に連絡がとれる番号を記入してください。
 - (3) 「勤務先」欄には、現在あなたが勤務している会社等の名称、所属部局課名と、その所在地の住所を記入してください。「電話番号」は、「居住地」欄と同様に連絡が最も確実にとれる番号を記入し、勤務先の代表番号のみ記入する等、非常時の連絡に手間がかかる可能性がある番号は避けてください。
 - (4) 「資格要件該当別」欄は、該当するいずれか一つの欄に○を付けてください。
なお、○を付ける欄により添付する申告書等の種類が異なりますので、注意してください。第2条第1項第1号該当(①の欄)、4号該当(④の欄)又は5号該当(⑤の欄)に○をつけた場合には、「資格要件 申告書」とこの「申告書」の中で添付することとされている書面を、第2条第1項第2号該当(②の欄)又は 3号該当(③の欄)に○をつけた場合には、「実務経験申告書」を添付することになります。
 - (5) 「登録番号」と「有効期限」の欄には、何も記入しないでください。

個人情報の第三者提供における同意について

被災宅地危険度判定の実施や訓練にあたり、被災宅地危険度判定士の個人情報を関係団体等に提供する場合がありますので同意(下の同意欄に○)をお願いします。被災宅地危険度判定に関すること以外で第三者へ提供することはありません。

個人情報 第三者提供 の同意	
----------------------	--

様式第2号(第3条関係)

被災宅地危険度判定士資格要件申告書

申告者住所

申告者氏名

わたくしは、鹿児島県被災宅地危険度判定士登録要綱第2条第1項第1号、4号又は5号に定める、資格要件に下記のとおり該当することを必要書類を添えて申告します。

記

該当する資格要件

※裏面から該当する要件の記号を記入する。

年 月 日

鹿児島県知事

殿

申告者氏名 _____ 印

注) 氏名を自筆で記入した場合は押印の必要はありません。

該当する資格要件

該当するもののいずれか一つの記号を表面□に記入し、指定された証明書を添付する。

ア	大学院等在学経験者 宅造告示第1号、都計規則第19条第1項第1号チ(都計告示38)該当 大学(短大を除く)の大学院若しくは専攻科又は旧大学の大学院若しくは研究科に一年以上在学して土木又は建築に関する事項を専攻した後、土木、建築又は宅地開発に関する技術に関して一年以上の実務経験を有する者及び都市計画又は造園に関する事項を専攻した後、宅地開発に関する技術に関して、一年以上の実務経験を有する者 必要な書類 在学の期間を証明する書類(必要な場合において履修科目証明書を追加) 実務経験証明書(様式第2号の2)
イ	大学卒業者 盛土令第22条第1項第1号、都計規則第19条第1項第1号イ該当 大学(短大を除く)又は旧大学で、正規の土木又は建築に関する課程を修めて卒業した後、土木、建築又は宅地開発に関する技術に関して二年以上の実務経験を有する者及び都市計画又は造園に関する課程を修めて卒業した宅地開発に関する技術に関して二年以上の実務の経験を有する者 必要な添付書類 卒業証明書(必要な場合において履修科目証明書を追加) 実務経験証明書(様式第2号の2)
ウ	3年課程の短期大学卒業者 盛土令第22条第1項第2号、都計規則第19条第1項第1号ロ該当 短大で正規の土木又は建築の修業年限三年以上の課程(夜間を除く)を修めて卒業した後、土木、建築又は宅地開発の技術に関して三年以上の実務経験を有する者及び都市計画又は造園の修業年限三年以上の課程(夜間を除く)を修めて卒業した後、宅地開発に関する技術に関して三年以上の実務経験を有する者 必要な添付書類 卒業証明書(必要な場合において履修科目証明書を追加) 実務経験証明書(様式第2号の2)
エ	短期大学、高等専門学校卒業者 盛土令第22条第1項第3号、都計規則第19条第1項第1号ハ該当 前項以外の短大、高等専門学校、旧専門学校で正規の土木又は建築に関する課程を修めて卒業した後、土木、建築又は宅地開発の技術に関し四年以上の実務の経験を有する者及び都市計画又は造園に関する課程を修めて卒業した後、宅地開発に関する技術に関して四年以上の実務の経験を有する者 必要な添付書類 卒業証明書(必要な場合において履修科目証明書を追加) 実務経験証明書(様式第2号の2)
オ	高等学校卒業者 盛土令第22条第1項第4号、都計規則第19条第1項第1号ニ該当 高等学校又は旧中等学校において正規の土木又は建築に関する課程を修めて卒業した後、土木、建築又は宅地開発の技術に関して七年以上の実務経験を有する者及び都市計画又は造園に関する課程を修めて卒業した後、宅地開発に関する技術に関して七年以上の実務経験を有する者 必要な添付書類 卒業証明書(必要な場合において履修科目証明書を追加) 実務経験証明書(様式第2号の2)
カ	認定講習会修了者 盛土規則第35条第1項第1号、都計規則第19条第1項第1号ト又はチ(都計告示38)該当 土木又は建築の技術に関して十年以上の実務経験を有する者及び宅地開発に関する技術に関する七年以上の実務経験を含む十年以上の都市計画、造園に関する実務経験を有する者で認定講習を修了した者 必要な添付書類 認定講習会修了証の写し 実務経験証明書(様式第2号の2)
指定の国家資格を有する者	
キ	技術士 宅造告示第2号、都計規則第19条第1項第1号ホ(都計告示39)該当 技術士法における第二次試験において技術部門を建設部門とするものに合格した者及び技術部門を上下水道部門又は衛生工学部門とするものに合格し、合格の後、宅地開発に関する技術に関し二年以上の実務経験を有する者 必要な添付書類 技術士登録証の写し又は技術士第二次試験合格証明書 実務経験証明書(様式第2号の2)技術部門を建設部門とする場合は不要)
ク	一級建築士 宅造告示第3号、都計規則第19条第1項第1号ヘ該当 一級建築士の資格を有する者 必要な添付書類 一級建築士免許証明書の写し
ケ	二級建築士 建築士法による二級建築士として4年以上の実務の経験を有する者 必要な添付書類 二級建築士免許証明書の写し 実務経験証明書(様式第2号の2)
コ	一級・二級施工管理技士 建設業法による土木・建築・造園に関する一級施工管理技士の資格を有する者又は二級施工管理技士として5年以上の実務経験を有する者 必要な添付書類 一級又は二級技術検定合格証明書の写し 実務経験証明書(様式第2号の2) 一級施工管理の資格を有する場合は不要)

注) この面で「盛土令」とあるのは、「宅地造成及び特定盛土等規制法施行令」を、「盛土規則」とあるのは「宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則」を、「宅造告示」とあるのは、「昭和37年3月29日付建設省告示第1005号」を、「都計規則」とあるのは、「都市計画法施行規則」を、「都計告示38」とあるのは、「昭和45年1月12日付建設省告示第38号」を、「都計告示39」とあるのは、「昭和45年1月12日付建設省告示第39号」を表す。

「被災宅地危険度判定士資格要件申告書」記入上の注意(様式第2号)

1 この申告書は、「被災宅地危険度判定士登録申請書」の「資格要件該当別」欄に第2条第1項第1号に該当すると記入された方(①, ④又は⑤の欄に○をつけた方)のみ提出してください。

②または③の欄に○をつけた方は、この申請書を提出する必要はありません。

2 各欄の記入手順

(1) あなたの資格要件を裏面から一つ選択し、「該当する資格要件」欄に記入してください。

なお、裏面の資格要件の二つ以上に該当する場合には、あなたが適当と考える資格要件を一つだけ選択し記入してください。

(2) 裏面のあなたが選択した「該当する資格要件」の欄内に、必要な添付書類が記載されています。この必要な添付書類は、資格要件ごとに異なりますので注意してください。

(3) 資格要件「ア」から「オ」に該当する方

「在学期間を証明する書類」または「卒業証明書」には、それぞれ証明書の原本を添付してください。卒業証明書等のコピーでは受付できません。

また、添付していただいた証明書で、資格要件として必要な学科・課程を修めていることが確認できない場合には、「履修科目証明書(又はこれに準ずる証明書)」の追加添付をお願いすることがあります。(なお、初めから履修科目証明書を添付していただいても結構ですが、卒業年月日等が明らかなでない場合には、改めて卒業証明書等の添付をお願いすることになります。)

(4) 資格要件「キ」に該当する方

「技術士第二次試験合格証明書」は、必ず技術部門の別が記載されているものを添付してください。技術部門が記載されていない場合には、受付できません。

(5) 「実務経験証明書(様式第2号の2)」は、証明する期間が資格要件ごとに異なりますので、それぞれ該当する欄に指定されている年数に注意してください。

(6) 年月日には、同時に提出する「登録申請書(様式第1号)」と同じ日を記入してください。

被災宅地危険度判定士実務経験証明書

下記の者は、(宅地開発 土木 建築 都市計画 造園)に関する技術に関し、下記のとおり実務の経験を有することに相違ないことを証明します。

年 月 日

証 明 者 _____ 印

被証明者との関係 _____

記

被証明者氏名		生年月日	年 月 日	証明期間	年 月から 年 月まで
職 名		実務経験の内容		期 間	
				年 月から 年 月まで	
				年 月から 年 月まで	
				年 月から 年 月まで	
				年 月から 年 月まで	
				年 月から 年 月まで	
合 計				年 か月	

被災宅地危険度判定士実務経験申告書

私は、土木、建築又は宅地開発に関する技術
土木、建築又は宅地開発に係る業務
に関し、下記のとおり実務の経験を有することを申告します。

年 月 日

鹿児島県知事 殿

記

申告者氏名	印	生年月日	年 月 日
職場及び職名	主な経験の内容	期 間	
		年 月から	年 月まで
		年 月から	年 月まで
		年 月から	年 月まで
		年 月から	年 月まで
		年 月から	年 月まで
		年 月から	年 月まで
合 計		年 か月	

注) 氏名を自筆で記入した場合は押印の必要はありません。

被災宅地危険度判定士登録更新申請書

申請日 年 月 日

鹿児島県知事 殿

わたくしは、鹿児島県被災宅地危険度判定士登録要綱第6条第2項の規定により、次のとおり被災宅地危険度判定士の登録の更新を申請します。

ふりがな 申請者氏名		 印	生年月日	年 月 日
居住地住所		〒 電話 ()		
勤務先	住所	〒 電話 ()		
	名称 部署			
現在有効な 登録		登録番号		
		有効期限	年 月 日	

注) 氏名を自筆で記入した場合は押印の必要はありません。

登録番号	有効期限

※この欄は記入しないでください。

個人情報の第三者提供における同意について
被災宅地危険度判定の実施や訓練にあたり、被災宅地危険度判定士の個人情報を関係団体等に提供場合がありますので同意(下の同意欄に○)をお願いします。被災宅地危険度判定に関すること以外で第三者へ提供することはありません。

個人情報 第三者提供 の同意	
----------------------	--